別表カジノ管理委員会の部の次に次のように加える。

サイバー通信情報監理委員会	事務局	事務局長　次長　公文書監理官　課長　検査室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）　課長補佐（人事）　人事係長　予算係長　文書係長　庶務係長

別表こども家庭庁の部内部部局の項中「児童手当管理室長」を「児童手当管理室長　こどもの自殺対策推進室長」に改める。

別表復興庁の部復興局の項中「次長」を「副局長　センター長　次長　センター次長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「行政経営支援室長」を「行政経営支援室長　ふるさと住民登録制度推進室長」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「危機管理調整室長」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「広報室長　連絡調整官」を「連絡調整官」に、「国際協力企画室長」を「広報室長　国際協力企画室長」に、「主任教育企画調整官」を「主任教育企画調整官　学校給食振興調整官」に改め、「情報教育振興室長」を削り、「幼児教育企画官」を「幼児教育企画官　高校教育改革室長　高校修学支援室長　産業教育振興室長」に、「高校修学支援企画官　産業教育振興企画官」を「情報教育振興企画官」に、「奨励室長」を「奨励室長　人工知能活用推進企画官」に改める。

別表スポーツ庁の部内部部局の項中「障害者スポーツ振興室長」を「パラスポーツ振興室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「建設安全対策室長」を「建設・個人事業者安全対策室長」に、「会計企画調整室長」を「人事ＤＸ推進室長　会計企画調整室長　会計ＤＸ推進室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「保健医療経済評価研究センター長」を「保健医療経済評価研究センター長　防災・公衆衛生レジリエンス研究センター」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「課長　統計企画管理官」を「課長　統計企画管理官　米穀輸出促進官」に、「食料システム連携推進室長　ファイナンス室長」を「新事業創出室長　食料システム連携推進室長」に、「米麦流通加工対策室長」を「米麦消費拡大推進室長　米流通対策官」に改め、「米穀貿易企画室長」を削り、「担い手総合対策室長」を「担い手・法人総合対策室長」に、「農泊推進室長」を「農泊・里業推進室長」に改め、同部地方農政局の項中「総括広域監視官」を「総括広域監視官　総括食品表示監視官　上席食品表示監視官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「総括広域監視官」を「総括広域監視官　総括食品表示監視官　上席食品表示監視官」に改める。

別表林野庁の部内部部局の項中「花粉発生源対策調整官　森林吸収源情報管理官」を「森業振興室長　花粉発生源対策調整官」に改め、同部森林管理局の項中「森林放射性物質汚染対策センター」を「福島森林再生センター」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「厚生審査官」を「厚生審査官　ＤＸ室長」に、「イノベーション推進戦略企画官」を「イノベーション推進戦略企画官　量子産業室長」に改め、「、国際室長」の下に「、量子産業室長」を加える。

別表国土交通省の部地方整備局の項中「港湾情報化推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、同部地方整備局の事務所の項中「船長等」を「専門員（人事、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）船長等」に改め、同部北海道開発局の項中「開発専門官（人事）」の下に「又は予算」を加え、同部開発建設部の項中「事業調整官」及び「空港対策官」を削る。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「監査・業務改善推進室長」を「監査・マネジメント推進室長」に、「放射線環境対策室長」を「環境放射線企画室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「公文書監理室長」を「広報室長　公文書監理室長　政策調整室長」に、「首席審理官」を「広報室長」を削り、「広報室長」を「総合調整官」及び「総務課、企画法制課」を「総務課、企画法制課」を削り、「主任法令審査官」を「総務専門官　主任法令審査官」に改める。

別表備考第一項中「令和八年二月二十八日」を「令和八年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第二百六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十二日

総務大臣　林　芳正

一　名称	令和八年度中ＳＡＭ部隊実射訓練参加部隊
二　国外派遣期間	令和八年七月二十三日から令和八年十一月十八日まで
三　派遣人数（概数）	百十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市宇和町明間一六一〇、一六一二から一六一四、一六二一から一六二五、一六二六の一、一六二六の二、一六二七の一、一六二七の二、一六二八、一六二九、一六三一、一六三二、一六八〇の一、一六八〇の二、一六八一の一、一六八二、一六八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇和町明間一六一二・一六一四・一六二四・一六二五・一六二六の一・一六二六の二・一六二七の一・一六二八・一六三一・一六三二・一六八一の一・一六八三の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二七の二、一六八〇の一、一六八〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市九川乙九四四の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市井内字上林道上乙二四六、字コヤノ谷乙二三五の一、字上林道下乙二三七の一、字シヨシガハ乙二三八から乙二四〇、字カウノセ乙二四一、字コタマ谷上乙二五〇の五、乙二五〇の七、字南谷乙二五二、甲二一二七の一、字小玉谷甲二一二八の一、甲二一二八の二、甲二一二九、甲二一三〇、字障子川甲二一三二、甲二一三四、甲二一三六

二　指定の目的　水源の涵養